

【景観計画に関する質問内容】

Q.景観計画はなぜ必要なのですか。

A.葛城市は、「万葉集」にも登場する二上山などの美しい山々に抱かれ、大和側川水系がもたらす多くの河川が流れる自然あふれる土地です。二上山や葛城山が連なり、麓には盆地が広がる特徴的な景観をしています。

しかし近年、大規模な開発等により、その特徴的な景観が阻害される事案が増えています。一度壊された景観の回復は容易ではなく、長時間を要することから、今後このような行為を未然に防止する取組が必要となります。

また、景観はそこに生活する人々の身近な環境によって形成されるものであり、良好な景観を維持しようとする市民の意思は、その主体的な取組を通じて市民の地域への愛着をはぐくみ、地域の活性化に寄与するものです。

そういった機運が高まった中で、葛城市の景観づくりに関する基本的な骨組みとして景観条例の制定、景観計画の策定を行い、総合的に景観づくりに取り組むことにより、市民が誇りを持って住み続け、観光客が何度も訪れたい個性と魅力にあふれた美しく風格のある景観が作られ、市の活性化や発展につなげる目的があります。

Q.届出の必要ない規模の建築物や工作物などは、景観配慮が必要ないのですか？

A.届出に係らない一定規模以下の建築物等は、景観法に基づく届出は不要ですが、建築物の建築等の行為を行うものは、葛城市景観条例により景観計画の定める景観形成基準に配慮し、良好な景観の形成を図るため必要な措置を講ずるよう努めていただく必要があります。

Q.景観の具体的な内容については、どのような案を取り上げてゆかれるのか。

歴史とか観光とかの取り上げ方について

A.景観に対する具体的な内容については、現在計画段階のため、お示しできませんが、ワークショップで意見を頂いていた基に、視点場の整備等の案を検討しています。

葛城市において、歴史と景観は紐づいたものであると、考えているため新たな重点景観形成区域に指定するなどの施策を進めます。

Q.葛城市内全体を見渡せば、昨今、資材置場、産業廃棄物置場等が散見される。従前より、新庄、当麻町時代から配慮されている環境、文化財の街とそぐわない事例もある。葛城市域全体として、これら業者に対する葛城市独自の規制ビジョンを提示される考えはないか。

A.景観法上の規制については、別添の補足資料の通り引き続き行っています。他法令に関わる場合は、その法令に従って対応しています。

Q.ごく一部の区においては、資材業者が参入にあたって協定を締結しようとの動きもある。

これらに関して、葛城市として、各区独自に協定締結される際に、指針としてガイドライン等を提示される考えはないか。

A.過去の事例の中で、トラブルになった事項についての事前のアドバイスは可能であると考えております。

ただし、ガイドラインのような形で一律に扱う事は難しいため、案件に応じて、個別に対応する必要があると考えております。

Q.司馬遼太郎氏は、その著作の中で、長尾池（長尾公民館前の大きな池）付近から二上山の山並みは日本の原風景と言われているが、山麓線から、東側 10m の区域のみで、その景観は担保できるのか。

A.今回の重点景観形成区域については、山麓線付近から金剛山・葛城山を見上げる景観をターゲットとしています。

そのため、この区域設定でおっしゃられている視点場からの景観の保全ができるかどうかは、担保しかねます。

ただし、現在視点場等を整理する事も検討しているため、今後その地点からの視点場を確保するために別の重点景観形成区域を指定するといった、可能性はあります。

Q.金剛山・葛城山の山並のみならず、葛城市（特に山の手）からの大和平野に対する風景へも、十分配慮して、景観行政を取り組むべきでないかと思いますが、これらに対する考えがあれば、お答えください。

A.山麓部から見下す景観の事と認識して、お答えいたします。

今回の重点景観形成区域として意識しているのは、建築物の高さです。

13m以下に原則収めるように基準を設けていますので、一般の住宅にすると3階建ての高さは建てられないぐらいの高さです。

これは、上から見た景観にすると、現在の建築物の高さと大差ない高さとなります。

そのため、現在下が見下ろせる箇所からの景観は、保全できると考えております。

ただし、今後も景観が阻害されないように注意しながら、定期的に基準の見直し等を行うなど、取り組んでいきたいと考えております。